

(事務連絡)

令和8年(2026年)4月10日

市内教育・保育施設等設置者様

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長

保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について(通知)

平素より、本市の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題について、こども家庭庁より通知がありましたのでお知らせします。

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内事業所の職員配置に関する事項について改正がありました。通知の概要を下記に整理しましたので、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

記

配置基準に算定できる資格の追加

理学療法士等を、1名に限り保育士とみなすことができるよう基準が改正されました。

(1)該当資格

①理学療法士

②作業療法士

③言語聴覚士

④心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)

⑤障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務(※1)に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者

(※1) 障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務。保育所等での障害児対応業務は経験年数に含まれない。

(※2) 「特定理学療法士等の保育所等における勤続年数が3年以上」である場合または「子育て支援員研修の地域保育コースを修了している」場合。

(2)看護師等を1名に限り保育士とみなす特例との関係

すでにお知らせしているとおり、看護師等を1名に限り保育士とみなすことができるよう、本市条例が改正されました。

看護師等を保育士とみなす特例と、特定理学療法士等を保育士とみなす特例の両方が活用可能です。

以上

事務担当

横須賀市子育て支援課

施設支援係 佐藤・加藤 822-8224